施行:2020年2月5日

第一章 総則

第1条(名称)

この部は、神戸大学応援団総部吹奏楽部とする。

第2条(所在地)

この部の所在地を、兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1に置く。

第3条(目的)

この部は、吹奏楽を通じて、部員の音楽レベルの向上と部員同士の親睦を深めることを目的とする。

第4条(活動)

この部の活動内容は主に演奏活動、応援活動、依頼活動とする。

第二章 部員

第5条(部員の資格)

この部に入部できるものは、当部の目的に賛同する大学学部生、大学院生及びそれに準ずる高等教育機関の学生、その他当部が許可するものとする。

第6条(入部)

この部に入部しようとするものは、入部届を幹部役員に提出することで、入部できる。

第7条(退部)

この部を退部しようとするものは、退部届を幹部役員に提出することで、退部できる。

第8条(休部)

部員でこの部を休部しようとするものは、当部が定める休部条件を満たし、休部 届を幹部役員に提出することで、休部できる。

第三章 役員

第9条(役員)

この部に、次の役員を置く。

部長 1名

副部長 3名

第10条(役員の選任)

前条に定める役員は、部員の互選により選出する。

第11条(役員の任期)

この部における役員の任期は、原則1年とする。

第四章 運営

第12条

役員は必要に応じて部の活動についての話し合いの場を設ける。

第五章 会計

第13条(資産の構成)

この部の経費は、会費、依頼活動で得た収入その他の収入にもってこれに充てる。 会費は 2 か月 2500 円とする。

第六章 細則

第14条 (規約の変更)

この規約は、役員交代時、またはその他の必要に応じて変更できる。